

生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金のご案内

生坂村 村づくり推進室

1 趣旨

移住・定住や空き家対策を進め少子高齢化及び人口流出等による人口減少の抑制と美しい集落環境を維持することを目的とし、空き家バンク制度を利用した移住者や老朽空き家の所有者に対し、空き家の改修や解体費用などを補助します。

2 事業内容

補助事業名 (対象経費)	対象者	補助率 (補助限度額)	その他要件 (全てに該当)
空き家改修事業 (改修工事費)	購入者 賃借者	1 / 2 (50万円 子育て 世帯は100万円)	・空き家バンクへの登録 ・対象経費10万円以上 ・村内業者利用
空き家整備事業 (片づけ費用(家財等処分委託費)等)	所有者 購入者 賃借者	1 / 2 (20万円)	・空き家バンクへの登録
空き家解体事業 (家屋解体工事費等)	購入者	定額 (50万円 子育て 世帯は100万円)	・空き家バンクに登録 ・取り壊した後、戸建住宅とすること
老朽空き家対策事業 (危険な空き家の解体除却費等)	所有者及 び相続人	1 / 2 (50万円)	・老朽化して危険な空き家 ・住宅建て替えの為の解体工事ではないもの

3 申請の流れ

①様式第1号「交付申請書」と以下の書類を添付して村役場に提出します。

- 補助対象経費の内訳がわかる見積書
- 補助事業実施前の状態を撮影した写真
- 対象となる空き家の案内図(地図等)
- 世帯全員分の納税証明書
- 対象となる空き家の所有者であることがわかる書類または、空き家を借りていることを証する書類

②村から「交付決定通知」が来たら、事業に着手します

③事業完了後に様式第5号「実績報告書」と以下の書類を添付して村役場に提出します。

- 補助対象にかかる領収書の写し
- 補助事業完了時の状態を撮影した写真
- 滅失証明書または解体証明書(空き家解体事業・老朽空き家対策事業の場合)

④村から「補助金確定通知」が来たら様式第7号「交付請求書」を提出します。

⑤村から補助金が振り込まれます。